

平成25年2月28 日

社会保険労務士
安部 敬太 様

日本年金機構
川越年金事務所長

拝啓 日頃より年金事業の円滑な推進につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成24年12月16日付でご照会いただいたことについて、日本年金機構本部に確認をしたうえで、川越年金事務所から回答させていただきます。

障害基礎年金の支給要件については国民年金法第30条第1項に、障害厚生年金の支給要件については厚生年金保険法第47条第1項にそれぞれ規定されており、いずれも、初診日において被保険者であることが要件となっております。

また、請求については国民年金法施行規則第31条及び厚生年金保険法施行規則第44条において、請求書には初診日を記載することや初診日を明らかにすることができる書類を添えること等が規定されております。

そのため、請求する時点では同一の傷病にかかる初診日が複数存在することはなく、障害基礎年金と障害厚生年金を同時に請求することはできません。

しかし、請求後の審査の過程において、当初ご本人が申し立てた初診日と別の日が初診日と認定される場合があることも事実です。

例えば、厚生年金保険被保険者期間中の初診日と考えていたものが、国民年金被保険者期間中の初診日であると認定された場合には、障害厚生年金から障害基礎年金へ請求を切り替えることとなります。この場合、ご本人が申し立てた初診日を保険者が変更することになりますので、不利益が生じないように、当初障害厚生年金として請求したものを障害基礎年金で請求したことに置き換える（いわゆる「請求替え」）という取扱いをとっているところです。

前述したとおり、一つの傷病に初診日が2つあることはあり得ないことから、障害基礎年金と障害厚生年金を同時に請求することはできませんので、先に請求した障害厚生年金としての処分を求める場合には、障害厚生年金の処分後で

なければ障害基礎年金を請求することはできません。

また、障害基礎年金を請求する際には請求書類等を新たに提出いただく必要があり、受付日は遡及しないことを申し添えます。

なお、安部様からいただきました照会文書につきましては、日本年金機構本部を經由し厚生労働省へ送付して、確認いたしました。

ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

時節柄ご自愛のほどお祈り申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

お客様相談室 担当：■■■■

電話 049-242-2657